

第4章 感染症対策部門

第1節 感染症対策事業

1 感染症

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、感染症発生時に各区保健福祉センターが実施する防疫対策のとりまとめ、各区保健福祉センター間及び他都市・他機関との連絡調整を行っている。

また、感染症の発生動向に関する情報の収集・分析、各種統計の作成及び疫学調査等による二次感染防止やまん延防止対策を実施している。新興感染症である中東呼吸器症候群(MERS)、ウエストナイル熱、鳥インフルエンザ等については発生に備えてガイドライン等の策定を行っている。

さらに、大阪市ホームページや感染症予防啓発ビラなどにより市民への感染症に対する知識の普及啓発を図っている。

(1) 感染症類型

感染症類型	主な対応	医療体制	医療費負担
一類感染症	原則として入院	第1種感染症指定医療機関	医療保険適用残額は原則として公費で負担(ただし入院のみ)
二類感染症	状況に応じ入院	第2種感染症指定医療機関	
三類感染症	特定業務への就業制限	一般の医療機関	医療保険適用(自己負担あり)
四類感染症	動物・物件に係る措置		
五類感染症	発生動向の把握・情報提供		
新型インフルエンザ等感染症	原則として、一～三類感染症に準じた対応を行い、必要に応じて外出自粛の協力要請等		
指定感染症	新型インフルエンザ等感染症及び一～三類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても「指定感染症」として、政令で指定し、1年以内の期間(更に1年に限り延長可)で一～三類感染症に準じた対応を行う		
新感染症	原則として入院	特定感染症指定医療機関	全額公費(医療保険適用なし)

(2) 感染症発生届出状況

法第12条に基づき一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は、無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者並びに、厚生労働省令で定める五類感染症の患者(無症状病原体保有者を含む)を診断した医師は、最寄りの保健福祉センターに届け出ることとなっている。

なお、一類感染症・二類感染症(結核は除く)、新感染症の届出はなかった。

三類感染症の届出状況は次のとおりである。

(令和5年度届出受理件数)

	三類感染症					
	総数	コレラ	細菌性 赤痢	腸 チフス	パラ チフス	腸管出血性 大腸菌感染症
合計	114	0	0	2	0	112
()は保菌者再掲	(35)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35)
(再掲) 渡航歴あり	4 (1)	(0)	(0)	1 (0)	(0)	3 (1)

(3) 感染症患者医療費等公費負担事業

入院勧告または入院措置を行った際に、患者等からの申請により、医療に要する費用を公費負担している。

(4) 感染症診査協議会

72時間を越える10日間以内の入院勧告や入院措置、その後さらに必要と認められる場合の

10日間以内の入院延長に関する必要な事項を審議する。

(5) 感染症情報のホームページを通しての公表

大阪市ホームページ内で、随時感染症に対する正確な情報を広く市民に公表し、感染症の未然防止に活用している。

(6) 感染症発生動向調査事業

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の提供・公開により、これらの疾病に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案する。

(7) 各種感染症等対策

ヒトからヒトへの感染が懸念される鳥インフルエンザ(A/H5N1等)や海外で流行し国内への侵入が危惧されるウエストナイル熱等の感染症に対応するため、関係機関との連携、情報提供、医療提供体制、検査体制、連絡体制の確立・強化を図り、また感染症に関する調査及び研究体制を一層強化し、迅速かつ適切な危機管理を推進するとともに、様々な感染症に関する正しい知識と対応策について普及啓発を行っている。

さらに、啓発用ビラの配布などにより正確な知識と予防策についての普及啓発を行っている。

(8) 肝炎ウイルス検査

20歳以上の市民であり、かつ過去に肝炎ウイルス検査(大阪市が実施する検査に限らない)を受けたことがない方を対象に、平成30年4月から市内取扱医療機関でB型・C型肝炎ウイルス検査を無料で実施している。

(9) 風しん対策

ア 風しん抗体検査事業

市民であり、「妊娠を希望する女性」「妊娠を希望する女性の配偶者」「妊婦の配偶者」、及び令和6年4月より「妊娠を希望する女性の同居者」「妊婦の同居者」のいずれかに該当する方を対象に、平成31年度から市内取扱医療機関で風しん抗体検査を無料で実施している。

イ 風しんワクチン接種費用助成事業

風しん抗体価が低い妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者、妊婦の配偶者、及び令和6年4月から妊娠を希望する女性の同居者、妊婦の同居者に対し、先天性風しん症候群を予防するための対策として、平成26年度から風しんワクチン接種費用の助成を行っている。

ウ 第5期風しん定期接種

風しんの発生状況等を踏まえ、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性について、風しんの感染拡大防止のため抗体検査及び予防接種を行っている。

(10) 新興・再興感染症対策

令和4年12月に改正された法により、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても予防計画の策定が義務付けられ、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定した。

本計画に基づき、大阪府、他の市町村、医療機関、医療関係団体、高齢者施設等とのネットワークが有効に機能するよう連携に努め、行政、施設、市民等が感染症への対応力向上につながる取組みを進めるとともに、検査体制、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定し、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止に取り組んでいる。

2 予防接種

大阪市では、予防接種法に基づき、市民を対象に接種率の向上による免疫効果の確保を図るとともに疾病の発生・まん延を予防するため、各種予防接種を実施している。

また、造血細胞移植により移植前の予防接種の効果が期待できない方に対する任意予防接種（再接種）の費用助成を行っている。

(1) 予防接種制度

予防接種法は、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上・増進に寄与することを目的として昭和23年に施行された。

その後、感染症の発生状況や予防接種に対する国民の意識の変化等をふまえ、予防接種の対象疾病、実施方法を改めるとともに、予防接種による健康被害についての救済措置の充実をはかることを内容とした改正が、平成6年10月に行われた。

改正予防接種法の基本的な考え方は、社会防衛を図るという従来の目的に加えて、疾病予防に極めて有効な予防接種を行うことにより、個人の健康増進を図るという、個人防衛を重視したものとなっており、それまでの義務接種から予防接種を理解した上で接種を受ける勧奨接種へと変更された。

なお、予防接種による副反応防止等の観点から、従来行われてきた集団接種から、かかりつけ医のもとで行う個別接種への変更が求められた。

大阪市では、平成7年4月から、予防接種法に定める定期の予防接種に規定されている疾病のうちポリオとBCGを除く疾病(ジフテリア・百日せき・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎)の予防接種を市内委託医療機関において実施している。

平成13年11月の予防接種法一部改正により、高齢者に対するインフルエンザ予防接種についても、市内委託医療機関及び委託介護老人保健施設、福祉施設(入所者のみ)において実施している。

マウス脳由来の日本脳炎ワクチン接種後に重篤な副反応が発生したことから、平成17年5月に日本脳炎ワクチン接種の積極的な接種勧奨を差し控えるよう勧告があり、大阪市においても小学校での予診票等の配付等の勧奨を差し控えた。

平成18年4月の予防接種法一部改正により、麻しん、風しん単抗原ワクチンの予防接種にかわってMRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)が定期の予防接種となった。(6月には麻しん風しん単抗原ワクチンも接種可能となった)

また、接種対象年齢についても1期(生後12月～24月)と2期(小学校就学前1年間に)変更された。大阪市では、この改正により旧制度の対象者で平成18年4月以降接種対象から外れる者に対して、平成18年度中は接種できるよう経過措置を実施した。

平成20年度から5年間の時限措置として3期(中学1年生に相当する年齢の者)、4期(高校3年生に相当する年齢の者)が追加された。大阪市においては、平成20年度は4期対象者に、平成21～23年度は2期、3期、4期対象者に対して個別に予診票及びお知らせビラを送付した。

平成21年6月から「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が定期の日本脳炎第1期予防接種に位置づけられ、平成22年度から日本脳炎予防接種の積極的な勧奨を再開した。

平成22年8月の予防接種実施規則改正により、日本脳炎第2期対象者への接種勧奨を差し控えていたことに対する特例措置として、第1期の未接種分についても定期の予防接種として接種できるようになった。

平成23年5月20日の予防接種法施行令等改正により、平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた者のうち20歳未満の者について、日本脳炎の定期予防接種の対象者とするのが定められた。

平成24年9月から不活化ポリオ、平成24年11月から4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)ワクチンが定期の予防接種となり市内委託医療機関において実施している。

平成25年3月30日付け予防接種法一部改正により、平成25年4月からヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンが定期の予防接種として位置づけられた。なお、これらのワクチンについては、国の緊急経済総合対策として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が平成22年度補正予算に計上されたことから、大阪市においても平成23年2月1日から無料接種事業を実施していた。

平成26年7月の予防接種法施行令等改正により、平成26年10月から水痘ワクチン・高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

平成28年6月の予防接種法施行令等改正により、平成28年10月からB型肝炎ワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

令和2年1月の予防接種法施行令等改正により、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

令和2年3月、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、接種のための受診による感染症への罹患リスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種期間を超えて定期接種を行った者については、長期療養により定期接種の機会を逃したものに該当するものと取り扱って差し支えないと通知した。

大阪市においても、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国の緊急事態宣言により影響を受けた方について、定期予防接種の接種期間を延長することとし、令和2年4月7日～令和2年8月31日に接種期限が到来している方について、令和3年3月31日まで接種期間を延長した。

以降、随時延長を行っていたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されることに伴い延長措置を終了することとし、接種期間を令和7年5月7日までとした（ただし、高齢者肺炎球菌については令和6年5月7日まで）。

令和6年3月の予防接種法一部改正により、令和6年4月から5種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブワクチン）ワクチン及び高齢者に対する新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種として位置付けられた。

また、平成26年10月より実施している高齢者用肺炎球菌ワクチンについて、定期接種対象者である65歳の方に加え、経過措置として70歳以上5歳刻みの年齢の方も対象として接種を実施していたが、令和6年3月31日で経過措置が終了となった。

(2) 健康被害救済制度

予防接種の副反応により、まれにはあるが健康被害が発生することから、副反応防止のために調査研究を進めるとともに、万一健康被害を受けた場合には、予防接種法に基づく救済措置として、医療費、医療手当、障害年金等の給付を行っている。

なお、任意接種による健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済の対象となっている。

(3) 造血細胞移植後の任意予防接種費用助成事業

造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）または化学療法等による医療行為により、移植前過去に接種した予防接種法に基づく定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、医師が必要であると認めたワクチンの任意予防接種（再接種）を行う方に対し、平成30年度から接種費用の助成を行っている。

なお、化学療法等の医療行為による再接種費用の助成は令和6年4月から行っている。

予防接種の実施件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
DPT (ジフテリア・百日せき・破傷風)	66	55	52
急性灰白髄炎 (集団接種) (ポリオ)	-	-	-
DPT-IPV (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	76,811	72,918	75,565
DT (ジフテリア・破傷風)	11,996	11,771	11,352
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)	70	64	64
MR (1期) (麻しん・風しん)	18,503	18,185	17,668
MR (2期) (麻しん・風しん)	18,352	18,052	17,235
MR (3期) (麻しん・風しん)	-	-	-
MR (4期) (麻しん・風しん)	-	-	-
麻しん	3	1	-
風しん	1	2	-
日本脳炎(1期)	38,653	57,567	50,117
日本脳炎(2期)	6,641	18,254	14,822
日本脳炎(経過措置)	1,293	689	355
インフルエンザ	373,543	416,453	363,152
ヒブ	77,087	73,354	71,309
小児用肺炎球菌	76,923	73,514	71,510
子宮頸がん予防	13,825	24,578	25,332
水痘	36,309	34,540	34,368
高齢者用肺炎球菌	16,669	17,405	21,236
B型肝炎	57,839	55,192	53,605
ロタリックス	27,195	25,875	22,120
ロタテック	16,964	15,884	19,720

3 エイズ

我が国におけるHIV感染者・エイズ患者年次別報告数は平成20年をピークにそれ以降減少に転じており、本市においても平成22年をピークに同様の傾向である。本市の令和5年新規HIV感染者は20～30歳代が約70%を占めており、依然として若い世代が感染者の年齢層の中心となっている。また、感染経路別に見た場合、同性間の性的接触が全体の約75%を占めている。

このような状況をふまえ、令和4年10月に策定した「第4次大阪市エイズ対策基本指針（期間：令和4年10月～令和9年9月）」に基づき、令和5年度については次のような事業を実施した。

※「第4次大阪市エイズ対策基本指針」における大目標

今後5年間でエイズ患者報告数を15%減少させる。(令和8年目標値：16人以下 ← 令和5年：11人)

(1) 正しい知識の普及啓発

ア 広域的な普及啓発

- ① 本市ホームページ・SNS・啓発媒体の充実
(ホームページ閲覧数：129,756回 X(旧ツイッター)フォロワー：596人)

イ ターゲット層への普及啓発

- ① MSM対象
- ・男性間で性的接触を行う者(MSM: Men who have sex with menの略)向け広報紙
「南界堂通信」を発行
配付場所：堂山・難波・新世界の商業施設等
内 容：HIV・性感染症に関する情報、HIV検査情報他
- ② 性風俗産業従事者対象への普及啓発
- ・関係団体と連携し、啓発物品の提供や関係団体が運営する情報サイトに掲載する記事作成への協力
 - ・検査等の機会をとらえ、適切なコンドームの使用方法等の予防啓発
- ③ 薬物使用者対象
- ・薬物依存症への支援を行っているNGO等の団体や関係機関等から情報収集
 - ・各区更正保護司会の保護司が集まる研修においてHIVについて情報提供
- ④ 青少年対策
- 1) ホームページ・パンフレット・ポスター等の充実
- ・啓発冊子「エイズのはなし」の作成、学校等へ配布するほか、ホームページにおいてデジタルブックとして掲載
 - ・大阪府・府内保健所設置市と共に一般向け啓発冊子「おおさかエイズ情報NOW」の作成
- 2) 教員、生徒等に対する正しい知識の普及啓発
- ・中学生・高校生・専門学校生・大学生・小学生保護者に対する健康教育を実施(合計15回：2,659人)
 - ・市内小・中の教職員に対する研修(オンデマンド形式)を実施(合計389校：655人)
- ⑤ 外国人対象
- ・多言語版(英語・中国語・ベトナム語・フィリピン語)で検査相談情報のリーフレットを作成し、ホームページへも掲載
 - ・国際交流センターの外国人向けメールマガジンで6月及び12月の世界エイズデーに関する記事を多言語(日本語・英語・中国語・韓国語)でメールおよび専用X(旧ツイッター)で発信
(配信件数：5,928件)

ウ 職域への普及啓発・令和5年度は実施なし

エ その他

- ・大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市によるエイズ予防週間実行委員会を組織し各種事業を実施

・「Instagram」広告にて啓発動画配信、啓発・教育用資材（動画）の作成、啓発用ポケットカイロ・ポケットティッシュの作製を行い、大阪エイズ啓発フェスティバルやFM802「FUNKY MARKET」、セレッソ大阪の試合において、啓発物品を配付した。

(2) HIV検査・相談体制の充実

ア 各区保健福祉センターでの実施(7, 209件)

北区保健福祉センターでは毎週月・水・金曜日実施、夜間検査を第5金曜日に実施

中央区保健福祉センターでは毎週火・水・木曜日実施、即日検査を毎月第1金曜日に実施

淀川区保健福祉センターでは毎週月・火曜日実施

イ NPO法人「スマートらいふネット」と連携し、中央区の21心齋橋ビルで実施(大阪府と共同実施)

火曜日夜間常設検査(816件)

木曜日夜間常設即日検査(2,090件)

土曜日常設即日検査(2,198件)

日曜日常設即日検査(2,131件)

ウ 個別施策層(MSM)への検査(131件)

「MASH大阪」と連携し、北区のコミュニティーセンター「dista」で実施

エ イベント検査等(0件)

令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施せず

オ 各区保健福祉センター・保健所における相談(8,249件)

カ カウンセラーによる相談(50件)

うち、北・中央区保健福祉センターで実施(23件)

うち、大阪市立総合医療センターなどで実施(17件)

(うち、HIV検査結果陽性者への結果通知時に実施10件)

キ 外国人に対する多言語による電話相談(大阪府と共同実施137件)

ク 国際交流センターにおける外国人HIV・性感染症相談(0件)

(3) HIV陽性者の生活支援のための保健・福祉・医療の連携強化

ア 大阪市立総合医療センターとの情報交換や事例検討会の実施

(大阪市立総合医療センター主催の定期カンファレンスに参加:9回)

イ ブロック拠点病院、大阪府、府内保健所設置市と患者の在宅支援に向けた意見交換会に参加

ウ 医療及び福祉関係者への研修の実施

(介護保険所宅支援事業向け 4回:178人、障がい福祉居宅支援事業者 2回:79人)

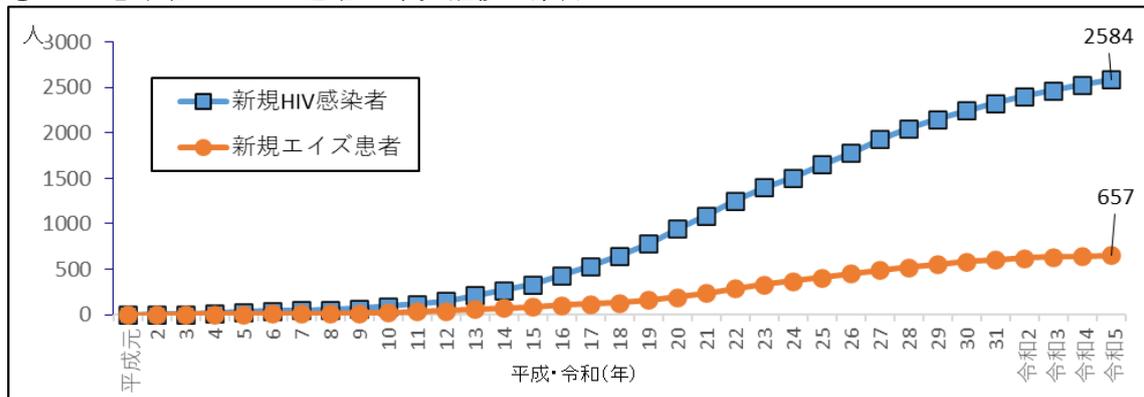
エ 医療機関向け講習会の実施

(アンケート回収数 医師・薬剤師・看護師・その他：188人)

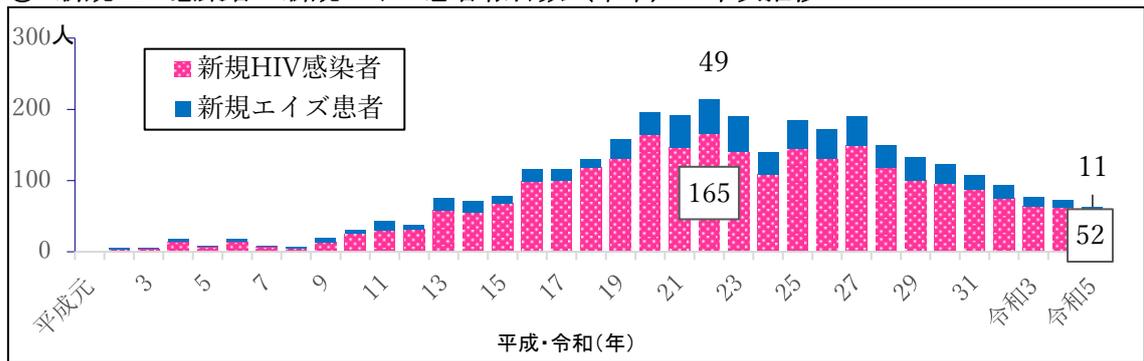
動画視聴型研修：令和6年2月1日～2月29日

大阪市におけるHIV感染の状況について(令和5年)

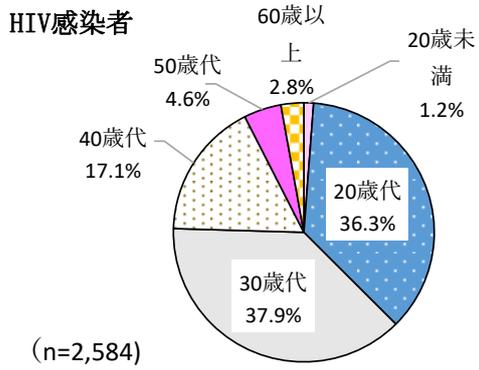
① HIV感染者・エイズ患者の年次推移<累計>



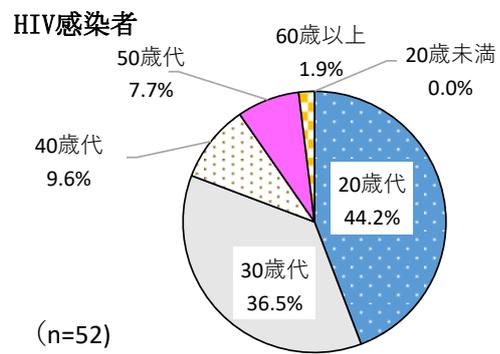
② 新規 HIV 感染者・新規エイズ患者報告数(単年)の年次推移



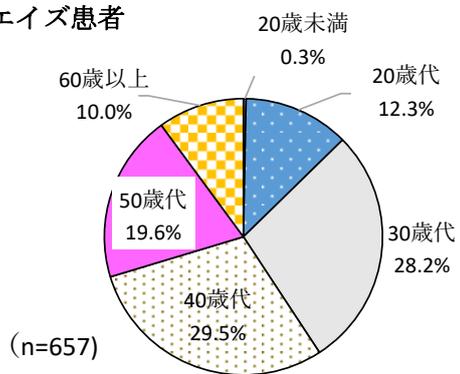
③年齢区分 <累計>



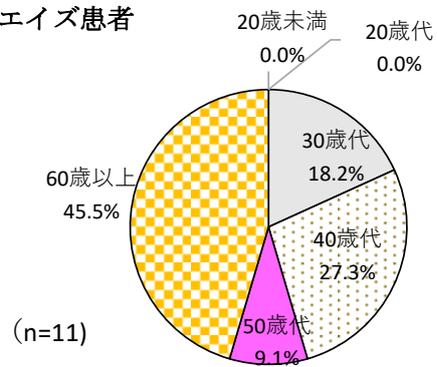
④年齢区分 <令和5年>



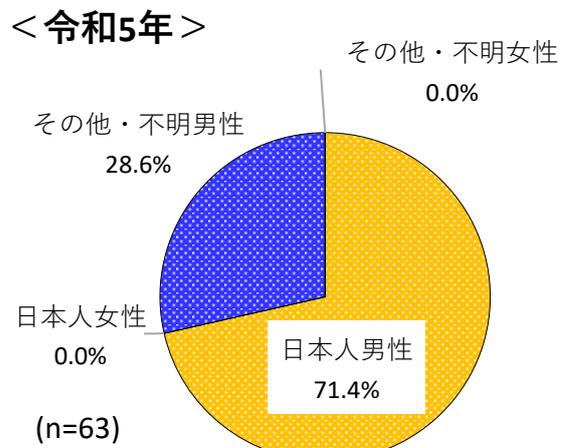
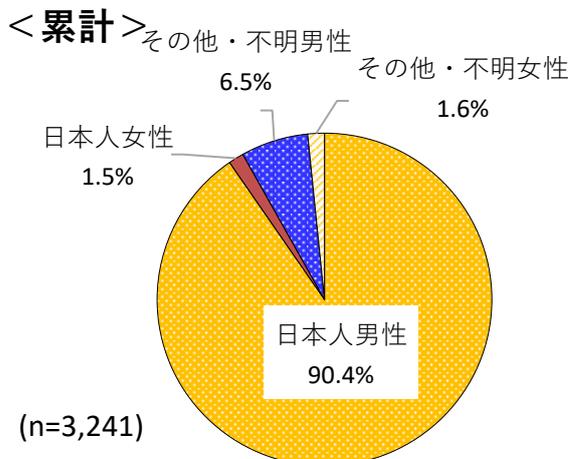
エイズ患者



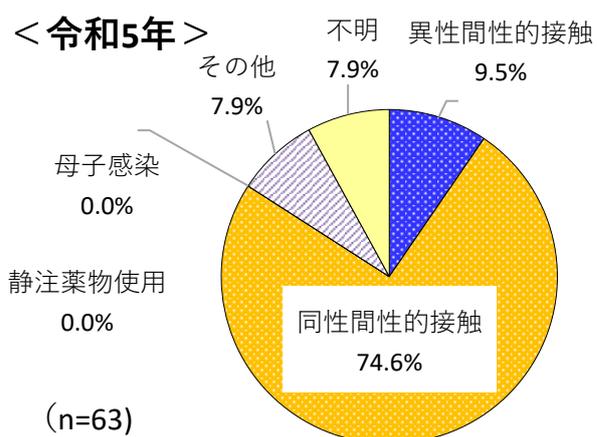
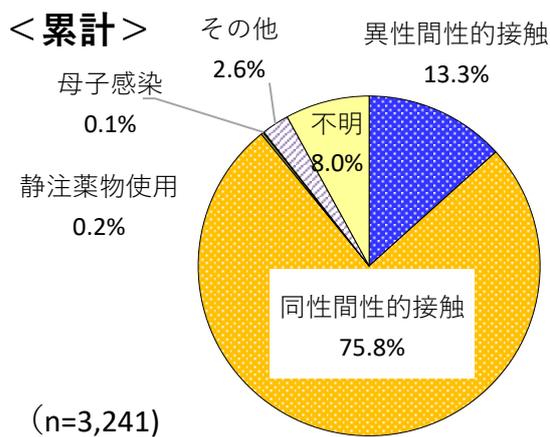
エイズ患者



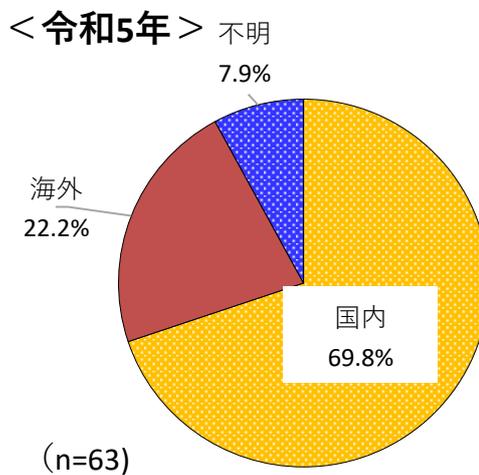
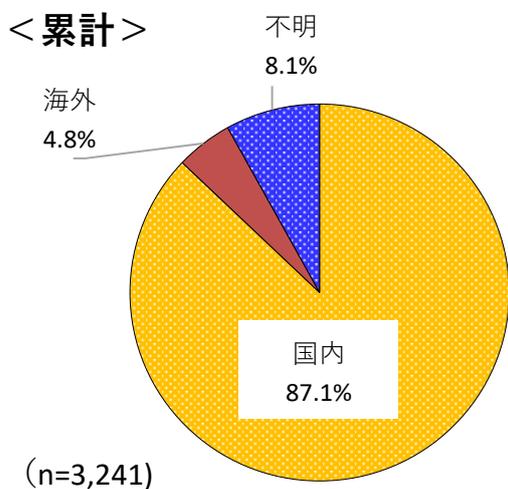
⑤国籍・性別 (HIV 感染者・エイズ患者)



⑥感染経路別 (HIV 感染者+エイズ患者)



⑦感染地域別 (HIV 感染者・エイズ患者)



4 献血推進事業

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血推進のため各区保健福祉センター等と連携し、献血の意義・重要性について普及・啓発し、1人でも多くの献血者を確保することを目的として啓発物品の作成・配布や啓発ポスターの掲示等による献血協力の呼びかけ、献血車の配車など各種事業を行っている。

5 各種バンク事業

「臓器の移植に関する法律」に基づく臓器提供意思表示カードの普及を図るとともに、従来から実施されているアイバンクや腎臓バンク、骨髄等バンクにおけるドナーの確保のため、普及啓発を行っている。

また骨髄等提供者（ドナー）の休業による経済的な不安の解消のため、令和3年度から骨髄等提供者（ドナー）に対する助成制度を実施している。

（申請件数 令和3年度：14件、令和4年度：18件、令和5年度：27件）

第2節 結核対策事業

本市では、平成13年に策定した「大阪市結核対策基本指針」及び平成23年に策定した「第2次結核対策基本指針」に基づき結核対策に関する事業を推進してきた。その結果、本市の結核罹患率は平成10年の104.2から平成21年には49.6へと半減し、平成30年には29.3まで減少した。しかしながら、本市の結核罹患率は全国平均と比べると約2.0倍と非常に高く、政令指定都市でワースト1という状況である。

こうした現状を踏まえ、本市の結核事情のさらなる改善に向けた取り組みとして、令和3年度以降の具体的施策、目標などを定めた「第3次大阪市結核対策基本指針」を策定し、各種結核対策事業を実施している。

※「第3次大阪市結核対策基本指針」における大目標

令和7年までに本市の結核罹患率を18以下にする。（平成30年：29.3）

(1) 結核健診及び予防接種

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく健康診断、IGRA検査、ツベルクリン反応検査を各区保健福祉センター及び委託医療機関等で、予防接種法に基づく結核予防接種（BCG）を委託医療機関で実施することにより、疾病の早期発見、結核の感染の防止に努めている。

ア 結核定期健康診断実施数	
間接100mm撮影	0人
デジタル撮影	8,292人
精密検査	273人
イ 結核定期予防接種実施数	
BCG予防接種	17,829人
ウ 結核接触者健康診断実施数	
IGRA検査	1,262人
ツベルクリン反応検査	37人
精密検査	579人

大阪市では、感染源追求と二次感染防止を目的として、接触者健診を1保健所24区保健福祉センターの体制で行っている。結核蔓延地域である大阪市にとって接触者健診は重要である。

平成20年度からは、感染診断の精度を向上させるためQFT検査(血液検査)を導入した。

また、高齢者施設等の接触者健診検討依頼件数が増加しており、事業所等における集団感染事例においても毎年発生している状況である。このことから、迅速な情報の収集、分析が必要であるため、保健所が窓口となり、各区保健福祉センターと連携をとりながら検討を行い、統一的な健診を実施している。

また、リスクグループ等への対応として、「第3次大阪市結核対策基本指針」に基づき、日本語学校等において検診車を用いて健診を実施し、結核患者の早期発見、早期治療に努めている。

大阪市保健所が関わった接触者集団健診受付件数実件数

(令和5年度)

健診依頼元		対象集団区分								
市内	他からの依頼	事業所	保育所等	小中学校	高大学校	専門学校・予備校	高齢者施設等	医療機関	その他	計
235	56	49	0	1	1	10	85	140	5	291

(2) 結核罹患率・登録者数

大阪市では令和5年新登録患者数は508人で、結核罹患率は人口10万人に対して18.3と非常に高い状況である。

また、令和5年末現在の結核登録者数は1,054人である。

新登録患者数・罹患率 (人口10万対)年次別推移

	大 阪 市		あ い り ん		全 国	
	新登録患者数	罹患率	新登録患者数	罹患率	新登録患者数	罹患率
1976 (S51)	5,484	199.4			97,924	86.6
1977 (S52)	4,826	177.2			89,245	78.2
1978 (S53)	4,201	155.6			80,629	70.0
1979 (S54)	4,021	149.9			76,455	65.8
1980 (S55)	3,728	140.8			70,916	60.7
1981 (S56)	3,278	124.4			65,867	55.9
1982 (S57)	3,102	118.3			63,940	53.9
1983 (S58)	2,952	112.5			62,021	51.9
1984 (S59)	2,969	112.8			61,521	51.2
1985 (S60)	2,860	108.0			58,567	48.4
1986 (S61)	2,862	108.3			56,690	46.4
1987 (S62)	3,029	114.3	470	1236.8	56,496	46.2
1988 (S63)	2,815	106.4	460	1533.3	54,357	44.3
1989 (H1)	2,880	109.3	456	1520.0	53,112	43.1
1990 (H2)	2,773	105.7	472	1573.3	51,821	41.9
1991 (H3)	2,871	109.9	514	1713.3	50,612	40.8
1992 (H4)	2,864	110.0	581	1936.7	48,956	39.3
1993 (H5)	2,902	112.1	549	1830.0	47,437	38.0
1994 (H6)	2,595	100.8	498	1660.0	44,590	35.7
1995 (H7)	2,583	99.3	500	1660.7	43,078	34.3
1996 (H8)	2,680	103.1	570	1900.0	42,472	33.7
1997 (H9)	2,695	103.8	472	1573.3	42,715	33.9
1998 (H10)	2,769	106.7	580	1933.3	44,016	34.8
1999 (H11)	2,938	113.3	492	1640.0	48,430	38.2
2000 (H12)	2,666	102.6	423	1410.0	44,379	35.0
※1998 (H10)	2,705	104.2	577	1923.3	41,033	32.4
※1999 (H11)	2,792	107.7	491	1636.7	43,818	34.6
※2000 (H12)	2,468	95.0	420	1400.0	39,384	31.0
※2001 (H13)	2,155	82.6	336	1120.0	35,489	27.9
※2002 (H14)	1,949	74.4	287	957.7	32,828	25.8
※2003 (H15)	1,789	68.1	261	870.0	31,638	24.8
※2004 (H16)	1,625	61.7	225	750.0	29,736	23.3
※2005 (H17)	1,545	58.8	204	680.0	28,319	22.2
※2006 (H18)	1,501	57.0	203	676.7	26,384	20.6
※2007 (H19)	1,399	52.9	188	626.7	25,311	19.8
※2008 (H20)	1,343	50.6	187	623.3	24,760	19.4
※2009 (H21)	1,321	49.6	165	565.1	24,170	19.0
※2010 (H22)	1,265	47.4	155	600.8	23,261	18.2
※2011 (H23)	1,109	41.5	128	496.1	22,681	17.7
※2012 (H24)	1,142	42.7	95	368.2	21,283	16.7
※2013 (H25)	1,058	39.4	113	438.0	20,495	16.1
※2014 (H26)	988	36.8	99	383.7	19,615	15.4
※2015 (H27)	925	34.4	96	446.5	18,280	14.4
※2016 (H28)	887	32.8	76	353.5	17,625	13.9
※2017 (H29)	880	32.4	88	409.3	16,789	13.3

※2018 (H30)	798	29.3	64	297.7	15,590	12.3
※2019 (R1)	701	25.6	42	195.3	14,460	11.5
※2020 (R2)	578	21.0	48	237.6	12,739	10.1
※2021 (R3)	512	18.6	38	188.1	11,519	9.2
※2022 (R4)	480	17.4	24	118.8	10,235	8.2
※2023 (R5)	508	18.3	31	153.5		

※非結核性抗酸菌陽性を含まない数

※あいりん結核罹患率の算出にかかる人口は、2008 (H20) 以前はおよそ3万人、2009 (H21) は29,200人、2010 (H22) - 2014 (H26) は25,800人、2015 (H27) - 2019 (R1) は21,500人、2020 (R2) 以降は20,200人とする。

(3) 感染症診査協議会(結核部会)

就業制限による通知、入院勧告、入院期間の延長並びに公費負担申請に基づく費用の負担に関して必要な事項を審議すること等を目的として毎週1回開催している。

- ア 感染症診査協議会(結核部会) 委員数 6名
- イ 感染症診査協議会(結核部会) 開催回数 48回
- ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条申請件数(継続含む) 623件
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2申請件数 1,045件
- オ 勧告・措置入院患者数

	年度当初患者数	勧告・措置入院患者数	解除患者数	年度末患者数
勧告・措置入院	140	254	175	79

カ 一般患者医療費公費負担状況

	健康保険		国民健康保険	生活保護	後期高齢者医療	その他	合計	別掲継続申請	別掲薬剤変更等の再申請
	本人	家族							
申請	146	55	155	142	212	15	726	273	45
合格	146	55	155	141	212	15	725	273	45
承認	145	55	155	141	212	15	724	273	45
承認率	99.3%	100%	100%	99.3%	100%	100%	99.7%	100%	100%

(4) 結核発生动向調査事業

結核に関する有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的に、毎月各区保健福祉センターから結核登録者情報システムにより入力された情報を収集、解析、還元している。この情報の一部は厚生労働省に送られ、結核対策の基礎データとなっている。

また、結核発生动向情報の解析評価と事業の有効かつ適切なシステムの検討を行うため、年9回* (4月・8月・12月を除く) 結核解析評価検討会を開催している。

※令和4年度は9月・10月・1月・3月の年4回開催 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

(5) 結核定期病状調査事業

結核の再発や二次感染の防止及び患者の病状を把握するため医療機関に病状調査を委託実施している。

(6) リスクグループ健診

高齢者、外国人、ホームレスなど、発病の危険性が高いリスクグループが多く集まる施設等にデジタルエックス線画像装置搭載の結核検診車を配置し、結核健診を実施している。また、健診の実施等に合わせて、結核の知識の普及啓発を実施している。

- 高齢者対策 ・・・各区老人福祉センター
- 外国人対策 ・・・日本語学校
- ホームレス対策 ・・・あいりん地域（平成25年度から西成区へ事業移管）

健診の実績（あいりん地区健診除く）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	1,784	5,633	5,615
結核患者数	1	11	8

(7) 結核予防週間事業

毎年9月の結核予防週間の時期にあわせて、市民向けに結核についての知識の啓発と健診の受診勧奨等を行っている。

(8) 結核指定医療機関講習会

毎年結核指定医療機関の医師等を対象に迅速な対応と的確な診断かつ適正医療の普及を目的として、講習会を開催している。

- 令和元年度：3回実施 延べ 141名参加
- 令和4年度：オンライン（オンデマンド配信）による実施 約220名参加
- 令和5年度：オンライン（オンデマンド配信）による実施 約190名参加
- ※令和2年度、3年度は中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

(9) 行旅結核患者管理

大阪市では、結核患者のうち行旅患者の占める割合が高いことから、平成12年から大阪市保健所と西成区保健福祉センターの保健師が連携して病院・施設訪問を強化、平成15年度からは行旅結核患者管理を保健所に一元化した。

平成25年度からは西成区特区構想による結核対策に基づき、西成区の実行旅結核患者については西成区保健福祉センターが行い、西成区以外の実行旅結核患者は大阪市保健所が管理している。引き続き大阪市保健所と西成区保健福祉センターの保健師が連携し、確実な治療終了に向け、月1回以上の病院・施設等の訪問に取り組んでいる。

- 令和5年度 行旅患者訪問件数（西成区行旅除く大阪市保健所実施分）
- 実人員 5名
- 延人員 21名

(10) 研修事業

人材育成対策として結核対策従事者研修を実施している。令和5年度結核研修の内容と受講者は次のとおりである。

実施日	講演テーマ	出席者							合計
		医師	保健師	薬剤師	放射線技師	検査員	事務職員	その他	
R6.3.1～ R6.3.22	結核の基礎知識 結核医療費公費負担申請について	4	29	4	5	5	16	1	64

※令和2年度、3年度は中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

(11) 大阪市DOTS事業(服薬支援事業)

DOTSとは、Directly Observed Treatment Short Courseの頭文字を略したもので、服薬を直接確認することによって、確実に短期間で治療を終了させる治療方法である。結核菌の耐性化や再発を防ぎ、確実に薬を飲み続けられるよう保健所が支援することが、感染症法に定められている。

大阪市では、患者の個々の生活に合ったDOTS方法を選べるよう、あいりんDOTSやふれあいDOTSを委託実施している。

その他に、保健師や医療・介護福祉・学校・職場関係者等による地域DOTSも実施している。

ア あいりんDOTS事業

あいりん地域を主たる生活の場とする結核患者に対して、平成11年9月から、毎週月～金曜日（祝日は除く）

社会医療センター（平成24年12月からは大阪自彊館）に来所しDOTS担当看護師の目の前で服薬確認を行う「拠点型DOTS」、平成18年4月から、患者の指定する場所に服薬支援者が訪問し、目の前で服薬確認を行う「訪問型DOTS」を実施している。

※平成25年度から西成特区構想に基づく結核対策の一環として、西成区保健福祉センターに事業を移管している。

イ 大阪市版(ふれあい)DOTS事業

喀痰塗抹陽性肺結核患者等を対象に、平成13年3月から、服薬支援者が自宅等を訪問して週1回以上服薬確認する「訪問型DOTS」、平成16年6月から、かかりつけ医で週1回以上服薬を確認する「医療機関型DOTS」、平成18年4月から、薬局で週1回以上服薬を確認する「薬局型DOTS」を実施している。平成25年4月からは、対象者を全結核患者に拡大し、実施している。

ふれあいDOTS実施者数（人）

令和6年3月末日現在

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
183	150	135	132	116

令和5年度DOTSカンファレンス及び看護連携会議実施状況

医療機関名	実施回数	対象者数			延
		実	(再掲) 行旅	(再掲) 喀痰塗 抹陽性	
大阪はびきの医療センター	24	58	0	34	59
近畿中央呼吸器センター	23	77	0	66	123
大阪複十字病院	11	28	0	17	36
阪奈病院	12	75	1	57	82
谷向病院	5	5	0	4	5
大阪市立十三市民病院	8	11	0	11	11
兵庫中央病院	1	1	0	1	1
合 計	84	255	1	190	317

※1 令和4年度より相談や報告事例も含む

※2 あいりん事例をふくむ